

(一社)山口県LPガス協会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、(一社)山口県LPガス協会(以下「協会」という。)が行う表彰について必要な事項を定める。

(表彰の種類及び基準)

第2条 協会が行う表彰の種類及び基準は、次のとおりとする。

(1) 特別功労者表彰

永年にわたり協会の発展と運営に顕著な功績があると認められる者

(2) 液化石油ガス保安功労者

協会及び液化石油ガス事業所における在職年数がそれぞれ10年以上、かつ、年齢50歳以上の者であって、協会及び自己の所属する液化石油ガス事業所における液化石油ガスの保安活動に顕著な功績があると認められる者

(3) 液化石油ガス優良事業所表彰

協会の会員事業所であって、液化石油ガス事業所として10年以上の実績があり、かつ、過去5年以内に液化石油ガスによる災害事故がなく、液化石油ガスの保安管理体制が優良と認められる事業所

(4) 液化石油ガス優良保安責任者表彰

協会の会員事業所において、現に液化石油ガス保安責任者(高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律で定める法定責任者及びその代理者をいう。)として選任されている年齢35歳以上の者であって、液化石油ガス保安責任者としての経験年数が10年以上あり、かつ、常に積極的な熱意をもってその業務を遂行し、保安の確保に努めていると認められる者

(5) 10年勤続者表彰

会員事業所において10年勤続した者

(推薦書の提出)

第3条 表彰に値すると認められる候補者があるときは、別紙様式1、2又は3の推薦書に必要な書類を添えて所定の期日までに協会へ各1部提出するものとする。

(表彰の決定)

第4条 第2条の表彰を行うに当たっては、理事会において候補者の中から選考して決定する。

(表彰)

第5条 表彰は、会長名の表彰状と記念品を授与して行う。

2 表彰は、協会の総会において行う。ただし、必要に応じて随時行うことができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、表彰について必要な事項は理事会において審議決定する。

附 則

1 この規程は、平成7年1月1日から施行する。

2 この規程の一部改正は、一般社団法人山口県LPガス協会の設立の登記の日から施行する。